

東シナ海ガス油田問題について <決議>

平成 29 年 3 月 9 日

自由民主党
資源・エネルギー戦略調査会
外交部会
経済産業部会
外交・経済連携本部
領土に関する特命委員会

中国のガス油田開発は一切止まらない。

日本はこれに対し外交ルートを通じて開発の即時中止、構築物の撤去を含む厳しい抗議を続けてきた。日中両国は 2008 年 6 月の政府間合意（共同発表）に基き東シナ海開発につき協力して行うべきところ、2010 年 7 月第 1 回目の協議の後、同 9 月、いわゆる尖閣漁船事件が発生した以降、一切正式協議は行われていない。日本政府は首脳会談も含めて様々なレベルで作業中止、協議再開の申し入れを行っているが一切無視されている。

一昨年 7 月 22 日には政府は確認済みの海洋プラットフォーム 16 基（4 基+新規 12 基）全てを公開し中国にその自制を促した。昨年 9 月 5 日の日中首脳会談においては安倍首相と習近平国家主席との間で協議再開に向けて合意されたが、実際の協議は行われていない。それにもかかわらず中国の一方的開発は続いており、同 10 月末に起こった重大な合意違反に対して日本は厳重な抗議を行なったところである。また、中国は東シナ海の我が国の排他的経済水域内で 2011 年から 2016 年までの 6 年間に 59 件もの無許可の調査を行っていることが確認されている。

かくして、国の主権、領土、領海が侵され国益が害されているのが常態化していることに鑑み、我が国は最後に残された平和的手段として国際的司法手続も視野に、本件に係る対応について根本から見直すべきである。

ついては

・・・これまでの政府の取組みを検証し、より実効性のある措置を総合的に検討し、「2008 年 6 月合意」を履行させるべく中国に強く求める。

・・・並行して、中国の国連海洋法条約上の違法な資源開発に対し国際仲裁裁判所への提訴を含む更なる強い措置に向け準備を行う。